

ILO条約等の批准に関する委員会決議

※ 衆議院及び参議院のホームページから閲覧可能な委員会決議（参議院は164回国会以降のみ）において、「〇〇の〇〇周年を記念…」といった内容について決議を行っているものは見当たらない。

○衆議院外務委員会

国会 回次	議決日	決議名	本 文
75	昭和50年 6月13日	婦人関係ILO 条約の批准促進 に関する件	<p>一、国際婦人年の意義に照らして、政府は、未批准の婦人関係ILO条約をすみやかに批准するよう努力すべきである。</p> <p>一、政府は、一〇二号条約に関し今回受諾しない部門、特に、母性給付及び遺族給付について、本条約の趣旨をふまえてその改善をはかるとともに、すみやかに条約第四条1の規定に基づく義務受諾の通告を行うよう努力すべきである。</p> <p style="text-align: right;">右決議する。</p>
76	昭和50年 12月12日	婦人関係ILO 条約の批准促進 に関する件	<p>一、国際婦人年の意義に照らして、政府は、未批准の婦人関係ILO条約をすみやかに批准するよう努力すべきである。</p> <p>一、政府は、一〇二号条約に関し今回受諾しない部門、特に、母性給付及び遺族給付について、本条約の趣旨をふまえてその改善をはかるとともに、すみやかに条約第四条1の規定に基づく義務受諾の通告を行うよう努力すべきである。</p> <p style="text-align: right;">右決議する。</p>
94	昭和56年 5月11日	ILO条約の批 准促進に関する 件	<p>我が国は、他のILO加盟国に比べILO条約の批准状況がいまだ十分でない。</p> <p>かかる実状及びさきの「婦人関係ILO条約の批准促進に関する決議」に鑑み、政府は、ILOの基本的使命を十分認識し、左記事項の実施について特段の努力をするよう要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 ILO未批准条約については、所要の国内法制の整備等をすすめること。</p> <p>一 婦人労働者の労働条件の改善、母性保護の充実を図るため婦人関係ILO条約を可及的すみやかに批准すること。</p> <p>一 ILO一〇二号条約に係る母性給付、遺族給付、家族給付、廃疾給付部門などについて同条約の趣旨に鑑みその義務受諾をすみやかに通告すること。</p> <p style="text-align: right;">右決議する。</p>

96	昭和 57 年 4 月 16 日	海事関係条約の 批准促進等に関 する件	<p>海上における人命及び財産の安全、船舶事故による損害の妥当な救済、海洋環境の保護並びに我が国海運業の安定的な発展を図る見地から政府は、左記事項に留意すべきである。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 商船及び船員に関するILO条約、油濁及び定期船同盟関係条約等の海事条約の批准促進に努めること。 一 便宜置籍船問題に関する国際的な検討に当つては、国際協調の精神に則り対処すること。 一 船舶所有者等の責任制限制度については、被害者保護と海運業の安定的な発展に配慮しつつ、関係条約の改善に努めること。 一 開発途上国に対し、船員の訓練等の技術協力の促進に努力すること。 <p>右決議する。</p>
102	昭和 60 年 6 月 4 日	女子差別撤廃条 約に関する件	<p>政府は、男女平等の一層の促進を図るため、女子差別撤廃条約批准後も、左の事項につき、誠実に努力すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 あらゆる分野における男女平等を確保するため、引きつづき一層の改善を図ること。 一 男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行等の撤廃のため、啓発、教育等により積極的に対応していくこと。 一 未批准の婦人関係ILO条約を可及的すみやかに批准すること。 <p>右決議する。</p>
134	平成 7 年 11 月 21 日	あらゆる形態の 人種差別の撤廃 に関する国際条 約に関する件	<p>あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約を締結することは、国際社会における人権の尊重の普遍化とともに、わが国における人権尊重の取り組みを一層強化する意味において、きわめて有意義なものである。</p> <p>政府は、本条約の批准にあたり、左記の事項につき誠実に努力すべきである。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 政府は、あらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。 一 国連の人種差別撤廃委員会に報告を提出した場合には、当外務委員会に対しても同報告を提出すること。 <p>右決議する。</p>

○参議院外務委員会

国会 回次	議決日	決議名	本文
75	昭和50年 7月4日	婦人関係ILO 条約の批准促進 に関する決議の 件	<p>一、国際婦人年の意義に照らして、政府は、未批准の婦人関係ILO条約をすみやかに批准するよう努力すべきである。</p> <p>一、政府は、批准ずみの条約については、その趣旨に添って国内の法律、制度の運用を一層改善するよう最大の努力をすべきである。</p> <p>一、政府は、一〇二号条約に関し今回受諾しない部門、特に母性給付及び遺族給付については、本条約の趣旨をふまえてその改善をはかり、もつて、可及的すみやかに条約第四条1の規定に基づく義務受諾の通告を行うよう努力すべきである。</p> <p>右決議する。</p>
76	昭和50年 11月20日	婦人関係ILO 条約の批准促進 に関する決議の 件	<p>一、国際婦人年の意義に照らして、政府は、未批准の婦人関係ILO条約をすみやかに批准するよう努力すべきである。</p> <p>一、政府は、批准ずみの条約については、その趣旨に添って国内の法律、制度の運用を一層改善するよう最大の努力をすべきである。</p> <p>一、政府は、一〇二号条約に関し今回受諾しない部門、特に母性給付及び遺族給付については、本条約の趣旨をふまえてその改善をはかり、もつて、可及的すみやかに条約第四条1の規定に基づく義務受諾の通告を行うよう努力すべきである。</p> <p>右決議する。</p>
94	昭和54年 6月5日	国際人権規約に 関する決議	<p>国際人権両規約の締結にあたり、政府は、人権及び基本的自由の尊重が日本国憲法及び国連憲章を支える基本的理念の一つであることを認識し、次の事項につき誠実に努力すべきである。</p> <p>一、両規約において認められる諸権利の完全な実現を達成するため、両規約の規定に従つて必要な国内的措置を講ずること。なお、留保事項については、将来の諸般の動向をみて検討すること。</p> <p>一、すべての者は法の前に平等であり、人種、言語、宗教等によるいかなる差別もしてはならないとの原則にのっとり、在留外国人の基本的人権の保障をさらに充実するよう必要な措置を講ずること。</p> <p>一、男女平等の原則に基づき、政治、経済、社会、教育等のあらゆる分野で婦人の権利の伸長及び地位の向上に努めること。</p> <p>一、国際の平和と人権の尊重が不可分の関係にあることを認識し、人権及び基本的自由の国際的保障を確保するため、一層の外交的努力を行うこと。</p> <p>一、難民の地位に関する条約・議定書の早期批准に努めること。なお、その他の人権に関する諸条約についても、批准について検討すること。</p> <p>一、B規約第四十一条の宣言について、その制度の運用の実情を勘案し、積極的に検討すること。</p> <p>一、選択議定書の締結については、その運用状況を見守り、積極的に検討すること。</p> <p>右決議する。</p>

102	昭和 60 年 6 月 20 日	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関する決議の件	<p>「国連婦人の十年」の最終年において、我が国が女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を締結するに際し、政府は、この条約が我が国における男女平等の達成のため重要な意義を有することにかんがみ、これを誠実に遵守するとともに、条約批准後も、次の事項の実現に努力すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、政策決定の場への婦人の参加を促進すること。 一、教育、雇用その他あらゆる分野における男女平等を確保するための措置を遅滞なく講ずること。 一、男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行等の撤廃のため、啓発、教育等の施策を通じ、積極的に対応すること。 一、母性の保護を充実すること。 一、この条約第十八条により、政府が国際連合事務総長に報告を提出したときは、これを当委員会に報告すること。 一、未批准の婦人関係 ILO 条約を可及的速やかに批准すること。 <p>右決議する。</p>
134	平成 7 年 11 月 30 日	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約に関する決議の件	<p>あらゆる形態の人種差別の撤廃をめざす本条約の締結は、国際社会及び我が国における人権政策の確立と人権尊重の取組の強化において、きわめて有意義である。</p> <p>政府は、本条約の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、我が国に存在するあらゆる差別の撤廃に向けて、一層の努力を払うこと。 二、あらゆる形態の人種差別の撤廃を達成するため、本条約の規定に従って、必要な国内措置を十分に講ずること。 三、本条約の内容が広範な分野に及ぶことにかんがみ、条約の運用に当たり、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、広く国民に対し、本条約の趣旨及び内容の周知徹底に努めること。 四、人種差別撤廃委員会に提出する報告書は、適正なものとするとともに、提出後、速やかに国会にも提出すること。 五、学校教育、社会教育、公務員の研修の分野で、あらゆる差別の撤廃のための広報活動及び人権教育を重視し、その実施体制の確立を図ること。 六、未批准の人権に関する諸条約の締結について、その検討を促進すること。 <p>右決議する。</p>